

一色町パブリックコメント手続要綱

平成 18 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、町民への説明責任を果たすとともに、町民の町政への参画の促進を図り、もって公正で民主的な一層開かれた町政の推進に資することを目的とする。

(パブリックコメント手続)

第 2 条 町の基本的な政策等に当たり、あらかじめその案を公表し、町民及び政策に利害関係を有するもの(以下「町民等」という。)から意見を求め、町民等から提出された意見を考慮して意思決定を行う手続をパブリックコメント手続という。

(実施機関)

第 3 条 この要綱において実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

(対象)

第 4 条 パブリックコメント手続の対象となる基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる条例に係る案の策定(改正及び廃止を含む。)

ア 町の基本的な制度を定める条例

イ 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を及ぼす条例

ウ 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(税の賦課及び徴収に関するものを除く。)

(2) 総合計画等の町の基本的政策を定める計画の策定又は改定

(3) 町の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定

(4) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリックコメント手続を経ることなく、政策等の策定を行うことができる。

(1) 政策等の策定に当たって、意見聴取の手続が法令又は条例により定められている場合

(2) この要綱に定める手続に準じた手続を経て、付属機関又はこれに準じる機関(以下「付属機関」という。)において策定した報告、答申等に基づき、実施機関が政策等の策定を行う場合

(3) 政策等の策定に当たって、実施機関が特に緊急性を要すると認める場合

(4) 実施機関が軽微な変更と認める場合

(5) 政策等の策定に当たって、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
(政策等の案及び関連資料の公表)

第 5 条 実施機関は、前条第 1 項の各号に該当するときは、意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、町民等の理解に資するため、次に掲げる資料を公表しなければならない。

(1) 政策等の案を作成した趣旨及び目的

(2) 附属機関等の審議に付した場合にあっては、附属機関等から提出された報告、答申等の概要

(3) その他町民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前 2 項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、町のホームページにより行うものとする。

4 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、町広報紙等により公表する旨を周知する。

(意見の提出)

第 6 条 実施機関は、町民等が政策等の案について意見を提出するために必要な期間を勘案して意見の提出期間を定め、当該政策等の案を公表する際に明示しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、その理由を提示して期間を短縮する場合がある。

2 意見の提出期間は、公表の日から起算して 30 日以上とする。

3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参によるものとする。

4 意見の提出先は、実施機関が指定する場所とする。

5 意見を提出しようとする町民等は、住所、氏名を明らかにしなければならない。

(町の考え方の公表)

第 7 条 実施機関は、前条の規定により提出された意見に対する考え方を取りまとめ、提出された意見と併せて公表しなければならない。

2 第 5 条第 3 項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(政策等の策定)

第 8 条 実施機関は、第 6 条の規定により提出された意見を考慮し、政策等を策定しなければならない。

(実施状況の公表)

第 9 条 町長は、実施機関に対し、パブリックコメント手続の実施状況について報告を求めることができる。

2 町長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

3 第5条の第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行月日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に政策の策定に着手する政策案につき適用する。ただし、同日前に着手したものであってもこの要綱の規定に準じてパブリックコメント手続を実施するように努めるものとする。